

別表第八その三（第八十八条関係）（昭三總府令二・令改、昭四〇總府令六・昭五〇總府令八・平五總府令二・平五總府令三・平一九内府令二・平二九防省令一・平二九防省令二
・令五防省令四・令二防省令二・一部改正）
国の所有に属する無機力支援船等に備え付ける書類

艦 船 等 国 籍 票

第 号

名	称	
全	長	
最	大	幅
喫	水	
排	水	量
本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。 令和 年 月 日 日本国政府防衛省		

備考

- 一 陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」の定めのない場合に於ては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
- 二 陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。
- 三 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合に於ては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
- 四 この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。
- 五 この書類の材質は、金属又は紙とする。